

# 高齢者が安心して地域で住み続けられるために

## 高齢者支援につながる「権利擁護」をご存じですか？



高齢者は生活状況や身体機能の低下などによりさまざまな困難に直面しており、その権利や尊厳を守ることが求められています。高齢者の権利を保護するために、さまざまな法律や制度を設けています。例えば、「高齢者虐待防止法」や「成年後見制度」などがあり、高齢者の権利と福祉を守るための枠組みがあります。

### 高齢者の権利侵害(高齢者虐待)とは

高齢者への虐待

高齢者の権利を侵害する高齢者虐待は深刻な問題であり、家庭内や施設内での虐待を防ぐための対応が必要です。早期発見と対応、虐待を受けた高齢者への支援が求められます。



身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
<ul style="list-style-type: none"> <li>平手うち、殴る、蹴る、つねる</li> <li>やけど、打撲させる</li> <li>無理なりハビリを強要する</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、水分を十分与えない</li> <li>冷暖房を使わせない</li> <li>入浴させない</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>怒鳴る、悪口を言う</li> <li>無視する、恥をかかせる</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性器への接触、性行為の強要</li> <li>排泄の失敗に対し下半身裸で放置する</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に金銭を渡さない、使わせない</li> <li>年金等を本人の意思に反して使用する</li> <li>必要な費用を支払わない</li> <li>など</li> </ul>

### 高齢者虐待が起きる背景

高齢者と養護者(※)のそれぞれの要因が相互に作用しあって起こるものです。



### 高齢者の権利侵害が起こる要因の一つは、認知症による言動の混乱

認知症は、脳の機能が徐々に低下し、「思考力や判断力の低下」「記憶障がい」「言語障がい」「適応能力の低下」「行動や情動の変化」といった症状が現れることがあります。これらの症状が現れた場合、できるだけ早い段階で、かかりつけ医や地域包括支援センター、ゆうゆうオレンジチームに相談し、適切なサポートや治療を受けるなど、早期に支援を受けることで高齢者の権利擁護につながります。

### 「高齢者虐待かな?」と思ったら、相談窓口へ

#### 城東区の地域包括支援センターと総合相談窓口(ランチ)

**城東区地域包括支援センター(ゆうゆう内)** 所在地:中央2-11-16  
【担当地域(連合)】 聖賢・鯉江・榎並・成育 ☎6936-1133 FAX 6935-8737

**城東・放出地域包括支援センター(城東地域在宅サービスステーション諏訪荘内)** 所在地:諏訪4-12-28  
【担当地域(連合)】 諏訪・東中浜・放出・今福 ☎6964-0808 FAX 6964-1818

**城陽地域包括支援センター(特別養護老人ホームしぎの黄金の里内)** 所在地:鳴野東2-26-12  
【担当地域(連合)】 城東・鳴野・中浜・森之宮 ☎6963-6700 FAX 6963-6701

**董・鯉江東地域包括支援センター** 所在地:関目3-8-17 1階  
【担当地域(連合)】 関目・関目東・董・鯉江東 ☎6786-2255 FAX 6786-2238

**総合相談窓口 ◎蒲生ランチ(和光)** 所在地:成育5-22-16  
【担当地域(連合)】 成育 ☎6935-0577 FAX 6935-0677

**総合相談窓口 ◎鯉江ランチ(城東園)** 所在地:今福東2-2-25  
【担当地域(連合)】 鯉江東・鯉江 ☎6931-3825 FAX 6931-7570

#### オレンジチーム(認知症初期集中支援推進事業)とは?

認知症サポート医と看護師・介護福祉士等の専門職で編成するチームです。このチームは、認知症の方、認知症の疑いのある方、一人ひとりに応じた適切な医療サービスや介護サービスにつなげ、住み慣れた地域で暮らし続けられるように自宅訪問しながら支援します。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

**問合せ** 城東区ゆうゆうオレンジチーム ☎6936-1101 FAX 6935-8737  
**受付時間** 月曜日～土曜日9:00～17:30(祝休日、年末年始除く)  
**所在地** 中央2-11-16(城東区在宅サービスセンターゆうゆう内)

#### 成年後見制度とは?

高齢者や障がい者など判断能力が不十分な方々の権利と財産を保護し、支援するための法的制度です。この制度は、本人の意思を尊重しながら生活を支えるために設けられています。

**問合せ** 保健福祉課(介護保険・高齢) ☎6930-9859 FAX 050-3535-8688